

「長期計画の展開2019」を策定

区の重点事業や新たな事業展開を掲載

区では、平成27年3月に区政運営の具体的な指針となる長期計画(後期)を策定しました。長期計画を推進するにあたっては、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、特に重点的に取り組むべき事業として掲げた主要事業等を毎年度見直すとともに、新たな事業の展開を図ることとしています。

今回策定した「長期計画の展開2019」は、このような見直しを踏まえた主要事業の今後の予定を改めて示すとともに、新たな事業の展開についても公表するものです。

「長期計画の展開2019」は、このよう情報ステーション(区役所2階)、各図書館、区ホームページで閲覧できます。※このよう情報ステーションでは頒布もしています。[頒布価格]600円 [企画課計画担当] ☎(3647)9168 FAX(3699)8771

教育推進プラン・江東

点検評価委員を募集

教育委員会では、平成28年3月に教育振興基本計画として「教育推進プラン・江東(後期)」(平成28、32年度)を策定しました。このプランを客観的に評価するため、学識経験者のほか公募区民等からなる委員会を設置し、外部評価を行っています。今回は平成30年度の取り組みについて、区民の立場からご意見をいただくため、区民委員を募集します。

①18歳以上の区民の方2人(選考) [任期]5月、令和2年3月(委員会は、平日の日中または夜間約3時間を2回程度予定) [謝礼金]1回5,000円(税込、交通費込) [選考結果]5月中に応募者全員に通知 [締]5月8日(水) 消印有効 [申]未来を担うこともたちに必要な教育についてをテーマに意見を800字程度(A4用紙)にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入し、〒135-8333区役所庶務課教育政策調整係へ郵送

避難行動要支援者名簿(同意方式名簿)への登録を受け

災害時の避難に支援が必要な方は区に届出を

区では、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。今年度は7月1日を基準日として名簿を更新します。更新にあたり、地域団体等に提供する「同意方式名簿」への登録を希望する方の届出を受け付けます。

すでに「江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」を提出している方は名簿に登録されていますので改めての届出は必要ありません。登録を希望する方の情報は、町会や自治会、マンション管理

区では、平成27年3月に区政運営の具体的な指針となる長期計画(後期)を策定しました。長期計画を推進するにあたっては、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、特に重点的に取り組むべき事業として掲げた主要事業等を毎年度見直すとともに、新たな事業の展開を図ることとしています。

避難行動要支援者名簿

区では、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。今年度は7月1日を基準日として名簿を更新します。更新にあたり、地域団体等に提供する「同意方式名簿」への登録を希望する方の届出を受け付けます。

組合等を母体とした災害協力隊等や民生・児童委員、長寿サポートセンターの地域団体に提供します。なお、災害の種類や規模、被災状況によっては、支援ができない場合もあることをご了承ください。

区で名簿登録の対象としている方

- ①75歳以上で一人暮らし、または75歳以上の方のみの世帯
- ②介護保険制度の要介護3、5に該当する方(特別養護老人ホームに入所している方は除く)

子どもの定期(法定)予防接種

対象者には個別に予防接種を送付

区では、定期(法定)予防接種を実施しています。対象者には、個別に郵送で予防接種を送付しています。接種時期になりましたら、お子さんの体調の良いときに母子手帳を持参して接種を受けてください。区のホームページでも各予防接種の時期等を掲載しています。

日本脳炎は、接種のご案内を行っていない方は20歳になる前日までの間、平成19年4月2日、平成21年10月1日生まれで、1期接種(3回)を完了していない方は9歳、13歳未満の間接種することができます。母子手帳で接種履歴を確認し、未接種分がある方は、指定医療機関で予防接種を受け取り、接種を受けてください。13歳以上の方は同意書(区ホームページから入手可)があれば保護者の同伴は不要です。

なお、今年度は3歳児に1期初回(2回分)、4歳児に1期追加(1回分)、9歳児に2期(1回分)に加えて、18歳になる方に2期(1回分)の書類を送付します。書類が届いたら、指定医療機関で接種してください。

麻しん風しん混合(MR)ワクチンは期間内に接種を麻しん風しん混合(MR)ワクチンは期間内に接種を

骨髄移植ドナー支援事業 提供者(ドナー)と勤務先に助成金

骨髄等の提供者の増加および骨髄等移植の促進を図るため、今年度から助成制度を開始します。

区内在住の提供者(ドナー)とその勤務先(骨髄等提供のための通院・入院日数(7日上限)1日あたり、ドナー2万円、勤務先事業所1万円を助成

退院した翌日から1年以内に所定の申請書・必要書類を135-006東陽2-1-1保健所健康推進課庶務係へ郵送または持参※詳細は区ホームページをご覧ください

2歳を過ぎてから小学4年生の年度末までは、任意接種期間(無料)を設けています。事情により法定接種期間内に接種できなかったお子さんは、母子手帳を持参のうえ、区指定医療機関で接種してください。

保健所保健予防課保健係 ☎(3647)5906 FAX(3615)7171

